



ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンド

(追加型投信 | 国内 | 株式) **特化型**

販売用資料

2025年1月



2024年12月末のポートフォリオ状況

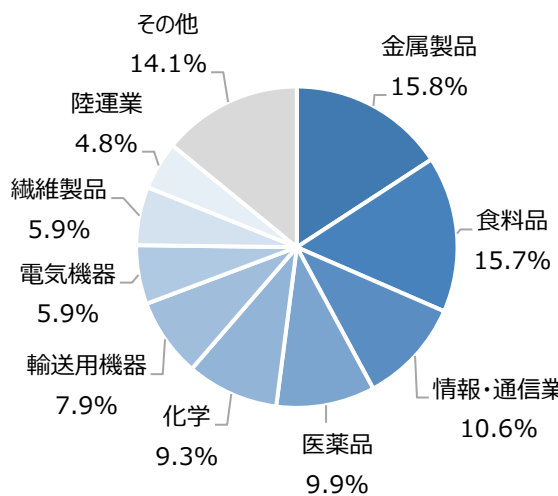
「ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンド」（以下、「当ファンド」といいます）は2024年12月6日の設定日以降、ポートフォリオ構築を進めました。2024年12月末時点の組入状況についてご報告申し上げます。

ポートフォリオの概要

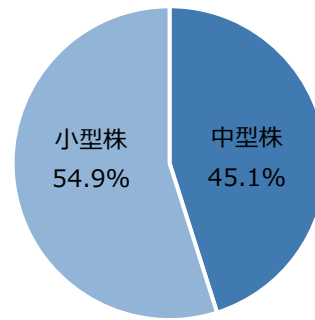
特性値

組入銘柄数	30
PER	17.4倍
PBR	1.0倍
EPS成長率	21.0%
配当利回り	2.5%

業種別比率



規模別比率



組入銘柄例

	銘柄コード	銘柄名	市場	業種
1	2206	江崎グリコ	東証プライム	食料品
2	4676	フジ・メディア・ホールディングス	東証プライム	情報・通信業
3	6201	豊田自動織機	東証プライム	輸送用機器
4	4109	ステラケミファ	東証プライム	化学
5	5930	文化シヤッター	東証プライム	金属製品

※PERは株価収益率のことで株価が企業の利益に対してどれだけ評価されているかを示します。PBRは株価純資産倍率のことで株価が企業の資産価値に対してどれだけ評価されているかを示します。EPS成長率は一株当たりの利益（EPS）がどれだけ成長しているかを示します。

※ポートフォリオの特性値は、基準日時点の参考値であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

※比率は株式部分の時価総額に対する比率です。四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。※業種は東証33業種分類です。

※規模別比率はTOPIX100構成銘柄を大型株、TOPIX Mid400構成銘柄を中型株、TOPIX Small構成銘柄、その他を小型株として集計しています。

※当資料に掲載された個別銘柄は参考情報であり、これらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

出所：ダルトン・インベストメンツ、UBPインベストメンツ、ファクトセットのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

明治安田アセットマネジメント

※当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。



ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンド

(追加型投信 | 国内 | 株式)



企業価値向上に向けた取組み

- ◆ 2014年にスチュワードシップ・コード、2015年にコーポレートガバナンス・コードの導入が始まり、企業統治改革が押し進められてきました。2023年には東京証券取引所（以下、「東証」といいます）が上場企業にPBR1倍割れの是正を要請するなど、株価に対する意識を高める経営を求めています。
- ◆ 日本政府や東証の施策から企業が資産の有効活用を意識し始めたことにより、企業価値向上のための働きかけが後押しされる環境が整ってきています。企業価値向上に求められる一連の取組みは初期段階にあると考えられ、今後自社株買いや増配などの株主還元策や、財務の効率的な運用による企業価値向上への取組みが進むものと考えられます。
- ◆ 2017年、経済産業省は企業の経営陣にインセンティブ報酬として自社株などの付与を推奨しています。こうした取組みが広がれば、企業は株価上昇を目指し、資本効率や利益率の改善により注力することが期待されます。

政府や東証の主な取組み

2014年 スチュワードシップ・コード*1

- 機関投資家が企業の持続的な成長と中長期的な価値向上を促進するための行動指針

2015年 コーポレートガバナンス・コード*2

- 企業が健全で透明性のある経営を行うための指針

2023年 資本コストや株価を意識した 経営の要請

- 企業は投資家の期待に応え、持続的な成長の実現を目指すことを求めた要請



ダルトン社からのメッセージ

Dalton Investments



ダルトン・インベストメンツを設立してから25年が経ちましたが、いま日本株式市場には、これまでにない素晴らしい投資機会が広がっていると考えています。創業当初、このように日本の個人投資家の皆様とともに、日本企業の成長に投資できる日が来るとは想像もしていませんでした。これからの新しい時代を、皆様と一緒に歩んでいけることを心より楽しみにしております。

ダルトン・インベストメンツ
創業パートナー兼CIO（最高投資責任者）

James B. Rosenwald

右記QRコードまたは下記URLより、ダルトン・インベストメンツのホームページにアクセスいただけます。
<https://www.daltoninvestments.co.jp/>



*1 2014年2月策定、2017年5月改訂、2020年3月再改訂 *2 2015年6月策定、2018年6月改訂、2021年6月再改訂
出所：各種資料をもとに明治安田アセットマネジメント作成



※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの特色

- ① 組入投資信託証券*を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
*ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンド（適格機関投資家専用）を指します。
・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
・組入投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
・組入投資信託証券については、投資信託説明書（交付目論見書）の「■追加的記載事項」をご参照ください。
- ② 実質組入銘柄の企業に対して、エンゲージメント（対話）や提案を通じて企業価値の中長期的な向上を促します。
- ③ 組入投資信託証券の運用は、UBPインベストメンツ株式会社が行います。
なお、UBPインベストメンツ株式会社は、当該組入投資信託証券の主要投資対象であるダルトン・ジャパン・パートナー戦略マザーファンドについて、その運用の指図に関する権限の一部をダルトン・インベストメンツ・インクに委託します。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは特化型運用を行います。
特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。
※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。
当ファンドが主要投資対象とする組入投資信託証券は、日本株式市場における独自の調査活動を通じて厳選した銘柄を投資対象とするため、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。

投資リスク

基準価額の変動要因
当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。
したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。**
なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

価 格 変 動 リ ス ク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
流 動 性 リ ス ク	有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信 用 リ ス ク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。取引の相手方に債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。
特化型運用にかか る リ ス ク （銘柄集中リスク）	当ファンドが主要投資対象とする組入投資信託証券は、日本株式市場における独自の調査活動を通じて厳選した銘柄を投資対象とするため、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。 当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、実質的に銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 の 申 込 期 間	①当初申込期間：2024年11月11日から2024年12月5日まで ②継続申込期間：2024年12月6日から2025年11月19日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購 入 価 額	①当初申込期間：1口当たり1円とします。 ②継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 （基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。） ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	－
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限（2024年12月6日設定）
繰 上 償 還	組入投資信託証券（投資対象ファンド）が存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	8月20日（休業日の場合は翌営業日） ※第1期決算日は2025年8月20日とします。
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益が課税対象となります。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。 ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入価額に、 3.3%（税抜3.0%） を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの純資産総額に対し、年1.122%（税抜1.02%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は次のとおりです。		
	配分	料率（年率）	役務の内容
	委託会社	0.33% （税抜0.3%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
	販売会社	0.77% （税抜0.7%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.022% （税抜0.02%）	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	投資対象とする投資信託証券*1	0.8745% （税抜0.795%）程度*2	投資対象とする投資信託証券における、管理会社・投資顧問会社、受託会社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等
実質的な負担*1		1.9965% （税抜1.815%）程度	—
* 1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。			
* 2 上記の料率は、投資対象とする投資信託証券の信託報酬となります。また、有価証券の売買手数料、監査費用、投資信託財産に関する租税等がかかるため、上記の信託報酬を実質的に上回る場合があります。 投資対象とする投資信託証券における委託会社の信託報酬の総額は、上記信託報酬に加えて、ハイ・ウォーター・マーク（以下、「HWM」といいます。）方式を用いた成功報酬を受領します。HWM方式の実績報酬とは、ファンドの毎計算日における10,000口当たりの基準価額がHWMを上回った場合、その超過額に11%（税抜10%）の率を乗じて得た額を10,000で除して得た額に計算日における受益権総口数を乗じて得た額を成功報酬とします。設定日におけるHWMは10,000円とし、設定日の翌営業日以降、毎営業日において、上記に基づく実績報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額がその時点のHWMを上回った場合は、翌営業日以降のHWMは当該基準価額に変更されます。また、決算時に収益分配が行われた場合には、HWMは当該収益分配金額を控除されたものに調整されるものとします。 （前記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。）			
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。		

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。普通分配金に対して……………20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して…20.315%

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

ファンドの関係法人

委託会社	明治安田アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページ：https://www.myam.co.jp/
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社一覧をご覧ください。



販売会社一覧

販売会社名		登録番号	加入協会				備考
			日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	
銀行							
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○				
証券会社							
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第8号	○				
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○				
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第175号	○				
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○		○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	

(2025年1月24日時点)

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。



【当資料に関してご留意いただきたい事項】

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料中に例示した個別銘柄について、当該銘柄の推奨または投資勧誘を目的としたものではなく、今後当ファンドが当該有価証券に投資することを保証するものではありません。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。なお、各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。



明治安田アセットマネジメント

●ファンドの基準価額等は、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号： **0120-565787**（受付時間:営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ： <https://www.myam.co.jp/>